

---

◇ 吉 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員、登壇願います。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田でございます。通告に従いまして2項目、8点について質問いたします。

9月は防災の月であり、各家庭に今月、白老町防災マップ津波避難地域計画が配布されました。そこで今後の対策、対応についての考え方を伺っていきます。

1項目め、防災計画と防災対策について。1つ、白老町の地域防災計画の改正の時期と国の防災基本計画では、女性の参画が示されていますが、どのような取り組みを行うのか伺います。

2点目、津波避難の全体・地域別計画の防災マップを発行いたしました。実効性あるものにする手法、また、今後の防災対策事業の予定を伺います。

3点目、白老町における自主防災組織の結成状況と結成加入世帯の目標をどうもって進めていかれるのかを伺います。

4点目、昨年実施した全町防災訓練の課題として情報伝達があるが、対策として防災ラジオの活用について伺います。

5点目、災害時の頼れるボランティア、地域リーダーとして防災マスターの育成があるが、白老町における認定者数と今後の育成の考え方について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 防災計画と防災対策についてのご質問であります。

1項目めの地域防災計画の改正時期と女性の参画についてであります。地域防災計画の見直し作業につきましては、継続的に進めてきましたが、平成23年3月の東日本大震災を受け、国や道の防災計画などが大幅に改正されました。このことに伴い、町の地域防災計画についても多くの見直しや新たな項目立てを必要とする状況にあることから、改正の時期としては26年度を予定しております。

また、女性の参画につきましては、防災基本計画において地域防災会議の委員への任命、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に配慮するよう改正されたところでありますので、町といたしましても、この改正の趣旨に基づき、女性の参画を促進していきたいと考えております。

2項目めの津波避難計画と今後の防災対策事業についてであります。東日本大震災を受け、津波災害に対して事前の備えや安全を確保していただくため、津波避難計画の全体計画と地域計画を作成し、地域計画については防災マップと一緒に全戸配付させていただきました。この計画をより実のあるものにするため、継続的な避難訓練実施の呼びかけや出前講座などのあらゆる機会を捉えて周知に努めてまいります。また、今後の防災対策事業についてであ

りますが、今年度においては、10月29日の総合防災訓練のほか、津波避難場所誘導看板設置、職員防災研修、移動系無線の整備を予定しております。

3項目めの自主防災組織についてであります。町内会における自主防災組織の結成状況は、平成25年4月1日現在、104町内会のうち75町内会で結成され、世帯数での組織率は約73%になっております。今後も町連合などと連携しながら、さらなる組織率の向上に努めてまいります。なお、25年度の北海道及び管内の組織率は現在集約中ですが、24年度の組織率は北海道、胆振管内ともに約50%となっております。

4項目めの防災ラジオの活用についてであります。防災ラジオにつきましては、情報伝達方法の1つとして認識しているところでありますが、現在使用している防災行政無線はデジタル方式のため、防災ラジオには対応できないものであります。現在、地震、津波警報などの伝達方法は、防災行政無線、消防サイレン、携帯電話によるエリアメールなどを活用した情報伝達となっておりますが、完璧な伝達は難しいことから、テレビ、一般ラジオからの情報収集や隣近所への声かけなどの周知に努めてまいります。

5項目めの防災マスターの育成についてであります。市町村や消防などで防災業務を経験してきた方などに地域防災活動の中心になってもらうことを目的に北海道が地域防災マスター制度を構築しました。防災マスターの認定は研修を受講することで認定されますが、現在、白老町では1名の方が認定されている状況にあります。今後はより多くの方が地域の中心となって防災活動に取り組んでいただけるよう、地域防災マスター制度を積極的に情報発信していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。先ほども言いましたけれども、この防災津波避難地域計画及び防災マップの配付ということで、全戸配付されましたけれども、東日本大震災以来、国の方向性、道の方向性がいろいろ転換する中で大変ご苦労されて、ちょうどきょうが2年半目の日なのだそうです、9月11日が。そういうことで出されました。私は、このマップを見たときに大変立派なものだなというふうに思いました。本当にこれを今後、計画ができたときが終わりではなくて、計画ができたときからがスタートだと私は捉えています。そういった中で、たまたま婦人の方と懇談する機会があつて、町民の方からいろいろなことで声をいただきました。吉田さん、すばらしいものができましたねと、カラーですごいねと。でも、財政厳しいのに白老町は大丈夫なのと、必ず後についてきました。私はそのときにお話ししたのは、これは命を守る計画なのだと、いち早くいかに逃げるかだから、これからみんなに使ってもらいたいから、国の財政、国からもらったお金でやるのですけれども、それでもやっぱりみんなに使ってもらって、みんなに活用してもらって、命を守るためのものだから立派なものをつかったのだと。私はそう捉えているので、言われた方には、家族で話し合いましたか、これを持ってどう逃げるかと使いましたかという話を一生懸命しています。私はそのことが今後大事だというふうに思うのです。この中のこれからの取り組みについて

も、いろいろな団体とか出前だとか、それから、避難訓練、いろいろな場でこれからそういう話をされていくというふうに思うのですが、今できる1つの方法として、その10人ぐらいの婦人の方とお話ししたときに、何人かの方が、やっぱりこういう冊子になると全部読めないのだという話があったのです。それで私は、それがだめなのだという話を、あなたの命を守るためだと言ったのですが、その中で感じたのは、私、実はある冊子をとっていて、その中に、毎月、家族で取り組む防災計画というのが入ってくるのです。自分のうちで備蓄しなければならないものだとか、それから、どういうところに逃げるとか、家族で話し合う日を決めたとか、そういう取り組みがシリーズで毎掲載しているのです。それを見たときに、私は、町広報を毎月出しています。その中に、皆さん、防災マップ、まず、家族で話し合いましたか、今月は皆さんで話し合ってくださいとか、次の月は、備蓄はこれだけしか今白老町はできないのですと、皆さん、これだけの備蓄をしませんかということ、シリーズで1枚もので入れていくようなそういった形にして、町民の方々が本当にこのマップを利用し、自分の命を守るためにどうしたらいいのかということ考える、そういうものにしていただきたいと思いますと思うのですが、最初にそのことを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） ありがとうございます。いいものをつくっていただいとっていただいと、お礼申し上げます。

今回、防災マップ、あるいは津波避難計画を全戸配付させていただきました。これは、吉田議員もおっしゃっているとおり、町民の安全・安心を守るためにということで、より早く防災情報を知り得るために、どこに避難したらいいか、あるいは、災害が起きたときにはどう対応をすればいいか、そういうことを掲載しました。今吉田議員がおっしゃるように、この情報が町民全ての方に知れ渡ってほしいという考え方に立っております。その中で、昨年のお話をさせてもらいますと、町の広報にたしか5月からだったと思うのですが、防災シリーズということで7回継続して、いろいろな雨の災害、あるいは地震の災害、そういうようなことで1つずつテーマを変えまして、7回ほど広報を使用しまして皆様方に呼びかけたということがあります。今後につきましても、広報、今はホームページもありますので、そういうものを活用しまして、今後、これが無駄にならないように、周知あるいは啓発していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。きょう、婦人の方々がたくさん傍聴にいらしています。皆さんに担当のほうから、ぜひこれを使ってください。また、いろいろな集まりのときにぜひ説明をさせてくださいということをお願いして、いろいろな形で進めていただければ大変幸いだと思えます。

次にいきます。私は、2011年12月の定例会で、この防災計画をつくるときに女性の参画が

ないということで訴えました。その後も決算委員会か何かの形で2回ぐらい言っています。そのたびに女性は参加させていきますと。それで、条例も改正しなければならないという話も中にはありました。そういった中で2年半たちました。、12月からですから今2年です。ところが、まだ女性の参画は名簿には載っておりません。私は、女性の参加がなぜ大事かということでお話ししたいと思いますけれども、それは、阪神、それから東日本大震災に学ぶということなのです。女性は地域の人脈を築き、地域をよく知っているということが1点です。それから、子育て、介護等具体的な経験を持ち、子供、高齢者の視点をきちんと持っているということなのです。そういった視点、力を計画に生かしていく。避難所で亡くなる方がたくさんいたというふうに聞いています。それは、いろいろな後々の手当で、それから配慮、それから必要なものがそろえられなかった。女性の視点で見たらこれはすぐわかることなのということがたくさんあったというふうに聞いています。そういったことから、まだ時期的なことは何も書かれておりません、答弁の中では、いつ、きちんと女性の参画になるのか。白老町の審議会等の女性の参加は3割を目指すということになっています。そういったことからいくと、私は1人では足りないというふうに思います。女性が力を合わせてこの計画をつくっていきけるような形にするために、時期的なもの、それからそういったものをきちんと明確にしていきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今の各計画に対しての女性参画のご質問ですが、ご存じのように、防災基本計画、あるいは災害対策基本法、これが震災以降、防災基本計画は2回、災害対策基本法は2回改正になっておりまして、その中で特に今吉田議員がおっしゃったように、東日本大震災の教訓として、例えば避難所での女性の待遇とかそういうようなことが問題になりまして、そういう観点から防災基本計画等を国のほうでは修正したということになりました。

それで、町のほうも、まず、災害対策基本法が昨年6月に改正になりまして、改正に伴って防災会議の委員に自主防災組織を構成する者とか、あとは学識経験者、そういう方を入れなさいというような国のほうからの指示がありまして、それを受けまして、昨年の24年9月議会において、白老町の防災条例を改正しまして、今言いました自主防災組織を構成する者とか、学識経験者、これらを委員さんに加えたという形で去年条例改正しております。これを受けまして、今後、防災会議が開催されるそのときには、当然こういう文言の中から女性ということを観点に、防災会議の委員さんの中に女性の方を加えていきたいというふうに考えております。

時期です。先ほど答弁しましたが、26年度を目指して改正するというので、当然、地域防災計画の見直しにつきましては、防災会議を開かなければということになりますので、その時期には新たに女性の方を任命という形で考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今、26年の防災計画の改正を目指して、防災会議に女性を入れていくという答弁をいただきました。私は、会議をするから入れていくのではなくて、これに入るメンバーはやっぱり改正だとかそういったことをきちんと勉強しておかなければならないですよ。何も知識なく入っても意見を述べられないと思うのです。女性の視点では言っていくのですけれども、法的なことだとか、改正点をきちんとやっぱりお知らせしていかなければいけないと思いますので、早い時期に任命して、その方が勉強して臨めるような形にしていきたいというふうに思います。

次にいきたいと思います。現在、防災計画の策定中ということなのですが、26年に向けてやっていくということで、4月に閣議決定がされて、先ほども言っていましたけれども、災害対策基本法の改正がいろいろされました。今ようやく計画が1つ終わったばかりなのにまた次々申し上げますけれども、変えていかなければならないことがたくさん出てきておりますので、考え方を聞いていきたいというふうに思います。

1点目は、災害時の全町的な業務維持、BCPというのですが、この策定について伺いたいと思います。防災計画、災害対策として早期回復等に、早期に回復を図るために中心として稼働しなければならないのが役場の仕事だというふうに思っています。役場の機能を一日も早く回復させる、そのことが全町民に情報を発信し、全町民を守ることにつながるといふふうに言われています。その町の拠点、情報の集約の場所として、業務継続計画を策定するというふうになっているはずなのですが、それはなかなかまだ進んでいないところが多いということです。各自治体は。しかし、施設ごとにワーキンググループをつくって、そして、自分たちが最初に何から回復していかなければならないのかということを中心にマニュアル化しておく、そのことが大事だといふふうに言われていますが、その点はどのようにお考えになりますか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 業務継続計画、BCPについてのご質問です。この計画につきましては、国のほうでは22年4月に内閣府のほうから地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説というものが出ていまして、それを受けまして、北海道の地方防災計画においても、業務継続計画の策定に各市町村は努めるということをやっています。それに基づきまして、各市町村手がけているところもあろうかと思いますが、正直な話、白老町はまだ手がけておりません。そういう意味から、これは必ず今後つくっていかなければならない計画とは認識しております。ただ、業務継続計画ですから、どういう業務を災害時に、当然災害ですから、災害対応が第一優先になるのですが、それ以外にもやはり町民の方はストップしておけない業務というのが当然出てきます。そういう優先順位をつけなければならないということもあります。ですから、単純に防災だけでの計画づくりというのではなくて、全庁的な計画づくり、各課の職員を集めまして、そういうような形で全庁的な計画としてつくっていかなければならないものだというふうに私は認識しております。

ので、計画につきましては、いつできるのだというようなことはちょっと今言えないのですが、そういう視点から今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。まだほとんどの自治体がそのことに取り組めていない、苫小牧市が今ちょっと立ち上げたというふうに伺っております。そういった意味では全課にまたがってくると思うのです。今おっしゃったように特筆してやらなければならないこともあるということですので、各課でも災害に向けて取り組まなければならないことがあると思うのです。消防あたりはもちろん持たなければならぬでしょうし、いろいろな特化したものが出てくると思います。それをしっかりと包含しながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。このことが早いか遅いかで町が受けた災害の復旧が早いか遅いかということにつながってくると思いますので、その点はしっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次にいきます。災害時の要支援者、要援護者の支援体制と避難所の整備、運営に関して、やはりこれも改正されておりますので、その点について伺っていきます。1つ目は、要支援者は、災害から身を守るため安全な場所に避難することが困難な人で、要介護者、障がい者、乳幼児、妊婦さんなどが当てはまるとしています。この要支援者の名簿の作成が改正案で各市町村に義務化されました。そのことで、これは災害時の犠牲者を見ていったときに6割以上が60歳以上であったと。そして、東北においては約7割以上であったということなのです。そういうことから、やはり高齢の人、それから、やっぱり高齢になると体が不自由になるということで逃げおくれる。そういうことから、きちんと要援護者の名簿をつくらうということです。この名簿をつくっているところもあったのですが、個人情報保護法がありまして外へ出せなかった。だから、避難したかどうか、流されてしまったのかもしれない、生存の確認をすることがすごくおくれたということなのです。そういうことから、今後は外部に提出をしてもいいことになりました。避難所だとかいろいろなところの関係者、誰でもではないです、関係者にきちんとその名簿を外部提出して、支援者が効果的に支援できるような体制にしなければいけないことになりました。そういうことで、まず、第1に名簿ができているかどうか。名簿はもうつくっているところもあるのです。白老町ではこの名簿の策定の現状がどういうふうになっているかということと、また、今後の考え方。やっぱりこの策定は急がなければならないのではないかと思いますけれども、今実施していない自治体は32%あると言われています。こういったことから、白老町の現状をお知らせいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） ご質問2点ほどあったかと思うのですが、要援護者の名簿作成と避難所運営の関係だと思います。1点目の要援護者の名簿作成、先ほど吉田議員がおっしゃられたとおり、ことし、25年6月に改正されまして、市町村に要援護者の

名簿作成が義務化されたということで私どもも認識しております。それと白老町の今の状況なのですが、結論から言えば名簿は作成されておられません。今後の考え方につきましてなのですが、名簿を作成する前段で先ほど言いましたように個人情報の絡みがありまして、町の個人情報の審議会にかけさせていただいて、その結果、庁舎内部であればオーケーだけど、例えば民生委員さんとか、あるいは自主防災組織、そういう団体あるいは議員さんになるとまずいというような結論が出まして、結論的には個人情報にひっかかるので外部からの情報収集というのはできないという形になったのですが、今回国のほうで改正されて個人情報については国のほうで認めるという形になりましたので、非常に情報収集がしやすくなったと言ったら表現がいいのかどうかわかりませんが、しやすくなったという観点から、今後要援護者の名簿づくりを進めていかなければならないというふうに考えております。それで、その計画の中には全体計画と個別計画というのが2つあるそうで、全体計画は、先ほど来出ていますけど、地域の防災計画上にも項目として載せないといけないというふうになっております。個人計画は、それぞれの個人の台帳づくりです。名簿は当然つくるのですが、その名簿の中の個人個人の情報もつくらなければならないという形で2段立てになっております。なかなか時間もかかると思いますが、健康福祉課とか社会福祉協議会と協力し合って作成するように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 一部補足させていただきます。今の個別計画につきましては健康福祉課で担当しております。現在そういう避難が必要だと思われる方の把握作業をしております。今後は、今担当課長のほうからお話ありましたように、うちのほうだけでは当然名簿の作成というのにはできません。やはり町内会、自主防災組織、民生委員さんや社会福祉協議会などのご協力を得なければ、この名簿というのには作成ができません。国のほうで個人情報のほうは認めるということではありますが、やはりご本人としてみたら要援護者に該当するとかしないとかということが自分としてはなかなか納得されない方もいらっしゃるということもありますので、やはりご本人の申請や同意とかそういうことも必要となる場合もございますので、その辺もいろいろやって、名簿を作成していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今のお話でわかりました。ただ、先ほども言いましたように、やっぱり個人情報保護法がありますので、これにかかわる方たちがきちんと秘密を守るといふか、関係のない者に情報を流すとかそういったことに対してはきちんと守秘義務を守ってやっていくということが大事だと思います。

それから、個別計画のお話をされていました。これはもう答弁はいいです。ただ言っておきます。この要援護者名簿、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、NPOだとか、障がい者団体とか、そういった方々と連携をとらなければなりません。そういう連携をとった中

で、防災訓練等も障がい者等も含めて巻き込んでいくことが大事だということと、それともう1点は、個別に計画をするということは、その個人にとってどういう助けが必要なのか、どういったことで手を尽くすのかという個人別のマニュアルをつくるということにもなっていると思うのですが、そういうことも含めて、今後の計画の中で名簿作成と同時に、名簿ができたときに、この人にはどういった支援が必要なのかという個別のマニュアルをつくるということになっているのです。そういうことも含めて時間を要しますし、ましてや、体調だとか体の状況も出てきますので、しっかりと個人情報を守りながら、慎重に進めていくべきかなというふうに思うのですけれども、そういうことで進めていただきたいと思います。

次にいきます。避難所の整備、運営方針について伺っていきます。避難所の周知、それはもうされています。避難所が設置されたときに保健師さんによる巡回、それから運営手引きの作成、相談窓口の設置、ニーズ対応、ニーズ調査、それから備蓄について示すということになっています。この中で、この避難所運営についてなのですが、責任者が被災することもあるのです。だから、町内会とか自主防災組織で訓練はするのですけれども、もしかしたら、その中心になっている会長だとかが被害を受けることがあるのです。そういったことから、逃げて避難所が立ち上がるときに、その避難所運営について、責任者がもし被災しても運営できる、簡易な避難所生活をするための運営計画、運営方針をつくるべきだというふうになっております。このことをきちんと受けて、もしかしたら、ここの地域でしかつけれないと、もう動けないと、ここで。そうしたら、そこで避難所を立ち上げることもできる。そこにはちゃんと避難所の手引きがあって、どういったことをしなければならないかということが伝わるようにするというのと、もう1点は、避難所生活、東北でもありました。避難所へは行かないで自分の家の近隣の人達と自分の家を中心に避難した方もいらっしゃいます。そういった在宅被災者というのですけど、在宅被災者にはあのとき情報もないし、食料も来ない。もちろんああいう状態ですからなかなか行かないと思うのですが、物資、食料はほとんど来なかったと。あるものを食べ終わったら何もなくなったということがありました。こういったことも含めて、避難所の運営の手引書をきちんと策定しておく必要があるということなのですが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 避難所運営の関係のご質問でした。今議員おっしゃったとおり、国のほうからも避難所運営マニュアルをつくりなさいというようなことが示されていて、それは防災基本計画の中で示されているのですけど、現在白老町においては、そういう避難所のマニュアルというのは正直つくってございません。当然被災した方々の避難所として、こういうマニュアルが必要だというふうには認識しております。そして、国のほうから示されているのは避難所の運営主体なのですが、責任者です。これにつきましては、一応原則として市町村職員を運営責任者に配置するという形にはなっています。ただ、すぐ行けない場合とかそういうような場合もございます。すぐに行けない場合、あるいは避難が長期化する場合がございます。それでは、町の職員がずっと長期間そこについていられ



るかという問題もございますので、長期化する場合については、例えばその避難所の町内会、あるいは自主防災組織の方々に責任者になっていただいて、管理責任者になっていただくということも可能だというふうには言われていますが、基本としては、各避難所に町として責任者の職員を配置するという考え方でございます。先ほども言いましたけど、町の責任者がいないというような状況になったときには、町内会あるいは自主防災組織の方々に切り盛りしてもらおうというような形になろうかと考えております。

あと、在宅被災者の関係なのですが、この在宅者被災者につきましても今後町がこれから作成するマニュアルの中で検討していく項目と受けとめておりますので、こういう部分を含めてマニュアル作成を手がけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今お話ししているのは、これからの改正で計画を立てていきなさいということですので、こうした方がいいのではないかなというようにも含めながらお話を、今までもしてきましたけれども、これからもあと何点かお話ししたいと思います。

備蓄について伺います。白老町における備蓄の必要量と現在の状況はどのようになっているのか。自治体の備蓄量というのは基準がないというふうに聞いています。市町村独自の計画になるということなのですが、財政的な面も含めて今白老町の備蓄というのはどのような状況になっているか。決して十分ではないと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 備蓄のご質問でございます。現在白老町に備蓄されている主なものとして、例えば、毛布については340枚ほど。アルファ米100グラム1袋なのですが、これが500袋。あと、2リットルのペットボトルの飲料水でございますが、126本であります。今おっしゃられたように、備蓄品という名前を借りていますが、ほとんどないような状況ということを私どもも認識しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今回国でも調査をいたしました。市町村で集計済みの備蓄量の想定避難者1人につき食糧は0.15日分から1.73日分だそうです。水は0.05日分から0.17日分となっています。今の白老町の現状を聞いても、これよりまだちょっと厳しいのかなと伺っていました。町においても、今後備蓄に関しては、これに加えてアレルギー対応の非常食も必要とされるのです。改正案できました。このことも含めると、自治体だけでは物資の備蓄の予算、場所の確保の関係でかなり厳しいものがあると思います。そういった中で、今市町村では、流通業者、スーパーだとかそういったところと協定を結んで流通備蓄という手法を設けているところがあるということなのですが、こういったことも含めて、自

治体ではこれだけだけれども、でも、こういう業者がバックにあるということがあると、もちろん企業も含めてあると違ってくると思うのですが、そういった考えを今後持っていく、考えなければならないことだと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今備蓄の協定等の話でしたが、白老町としても現在相手方と協定を結んでいるものとしましては、白老町商工会様と応急生活物資の供給ということで協定を結んでおります。あと、災害時広域総合応援協定、これは近隣の苫小牧市、安平町、むかわ町、厚真町と災害時応援総合協定ということで、これについては食料とか飲料水、あるいは生活必需品の協定を結んでおります。あと、隣の登別市とは単独で食料品、生活必需品の協定を結ばせていただいております。確かに備蓄品、先ほど言いましたように数が少ない中で、いざ災害になったらどうするのだというようなことで言われて、確かにそのようなのですが、今後も協定を結ぶところ、今吉田議員がおっしゃったように流通団体とかそういうところと話し合いの場を持つような形で、白老町で足りなければほかのところからそういう流通物資、備蓄品をいただけるようなとか、そういうようなことも考えていきたいと思っておりますし、白老町独自でも少しずつですが備蓄品をそろえていきたいという考え方は持っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。自治体ばかり言いましたけれども、ここで必要になるのが、町民の備蓄に対する考え方だと思うのです。やっぱりこれを推進していかなければ行政だけではもちません。そして、食べないでいるわけにはいきません。だから、自己責任だから全部しなさいということではなくて、やっぱり普段からそういった考えを持って、町民にも自助、自分で自分の身を助けるための備蓄をしっかりといただくということなのです。今までずっと言ってきたと思います。何かあったときにリュックサックに全部用意しておいて逃げようと、そのときに水とか最低限の食糧をという話がありますけれども、ここにいる職員の皆さん、全部用意していますでしょうか。私は1つだけちょっと用意して、乾電池とかラジオとかは用意してあるのですが、食べるものまでまだ用意していません、正直言って。そういった者が質問して申しわけないのですが、本当にこのことで自分も反省いたしましたし、やっぱりこういうことがわかってこないと反省もしませんし、やろうとも思いません。そういったことから、先ほども言いましたように、家庭の備蓄、企業ももちろんそうです。そういったことで努力してくださいと言うだけではやっぱり濟まないというのです。大学教授は、条例の制定も視野に入れて、町だけの備蓄ではだめなのですと、今の財政的なものを見てもできないのですと。だから、町民の皆さん、自分の命を守るためにこういうことをしましょうという条例をつくって、そして、そういったことも視野に入れながら、町民力を本当に出してもらうというそういった手法が必要だというのですが、その辺の考え

方を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 最後に総括的に言おうと思っていましたけれども、吉田議員のご質問がまだ続くのかなと思って、今の条例の部分のご質問だけ。いろいろな条例がありますがけれども、いわゆる規制条例になると、この条例の性格を考えたときに、本当に条例になじむのかどうなのかと。こういうことを皆さんやりましょうというのは、規制するのではなくてやはり自主的な意識の中でやってもらわないと、条例で決めたからやるのだという意識ではなくて、やはりみずから。先ほど自助と言いましたけれども、みずからがやるという意識を醸成しなければ、何事も文書で決めたからということにはならないと。私は、条例の前にやはり周知してそういうような気持ちを持っていただくのが先かなというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） きっとそういう答えが返ってくると思っていました。消防で前に警報機の設置という、あれも条例ではなくて義務というか、それをもう本当に促してくださって、北海道内でも、この胆振管内でも1位、2位の設置率になりました。低いところは70%とかなのですけど白老町は90.5%ということで、それは消防の方が本当に各家庭を回りながら、設置しましたかと声掛けをしてなったのです。私は、やっぱり各家庭の備蓄も何らかの形で声を掛け合う。それから消防が毎年、防災の火事の関係で回って来たりします。暮れに。そういったときにも、消防として備蓄していますかと声をかけるとか、人間というのは言われるとやれるというのがありますよね。言われないと、聞いているけど人のことみたいな感じのところがあると思うのですが、そういった工夫も、今後つくることよりも、先ほども言ったように、紙に書いたことというのはなかなかできません。ただ、そういう声掛けをされた、口で言われたとなるとやってみようという形になると思いますので、そういった努力をしていただきたいと思います。

2点今言いますけど、これは各自治体の取り組みなのです。これから防災計画を立てていく、それから個別計画もできていく、そういった中でこういった取り組みに挑戦しながら、できるかどうかとやっているところがありますので、紹介しておきたいと思います。

1点は、水の確保です。横浜市の取り組みなのですが、町もいろいろな給水装置というのはほとんどなかったような記憶があります。各避難所につけているところと、水のタンクというのか、地下に埋めたとか、そういったことがほとんどないと思います。横浜市の取り組みは、飲料水の確保として、消防で設置している消火栓、これが100メートル、200メートル置きにあるのだそうです。大体白老もそうだと思うのです。そういったところで、消火栓の水が活用できないかという実験をしたのだそうです。すると、水としては心配ない。ただ、その地下の水道管に直結していますので、水道管がだめになったらだめなのですが、場所によっては大丈夫なところがある。そういうことで水の調査をして、災害のときに使えるかどうか、そういった点検を横浜市でやっています。私は特に避難所の近くはこういったこと

が必要ではないかと。トイレがまず使えなくなりますので。そういったことを含めて水の調査をしておくべきではないかなというふうに思います。それが1点。

もう1点は、こういうことです。避難所近くにマンホールありますよね。そのマンホールを利用してのマンホールトイレというのがあるのだそうです。私も初めて知ったのですが、マンホールの下水に管をつないでちょっと流れていく。もし、マンホールが災害で壊れても、そこは京都の大山崎町というところなのですが、まず10基用意して1日約100人が利用できる。下水管に直接つなげるのですが、下水管が破損しても3日間はためておくことができるらしいのです。そういう仕組みになっているのだそうです。それも調査だと思うのですが、そういうことも含めて、今後災害の避難所となったときの水とトイレは絶対に必要です。これを町としてどういうふうにしていけるのか。どういう対策ができるのかということを、防災計画をつくる中で検討していただければと思いますが、考え方を聞いてもこれから考えるということになると思うので、考えていただきたいというふうに思います。要望ではなくて実施してみたいと思います。

次にいきたいと思います。特別警報、この間、8月30日に特別警報の運用が開始されました。これは基準としては10数年に1度に相当する大雪、大雨、噴火、地震、津波、これらが含まれるのですが、そういった警報を出すということになりました。苫小牧でこの間、27日に1時間100ミリ以上の雨が降りまして、苫小牧市はどうだったかという、まずどこが冠水しているか全然調べようがなかった。1時間のことですから。それから情報収集体制も全然できていなかった、情報の発信もできなかった、広報も全然できなかった、何もできなかった。全体に雨が降りますから広い範囲だったと。そういった形で計画の見直し、特別警報と同時に特別なときの対応の仕方、白老町も防災マップに大雨災害とかそういうものに対してちょっと載っていますけど、そういったポイントを明確にして特別警報の対応をするということを言っておりますけれども、白老町はこの特別警報に対しての考え方、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 特別警報のお話なのですが、ことし、先月8月30日に気象庁のほうで運用を開始いたしました。どのような状況で特別警報が発令されるかという、今吉田議員もおっしゃっていましたが、雨でしたら10年に1度とか、大雪でも10年に1度とかそういうようなこと。あと津波もありまして、今も津波警報あるいは大津波警報という形で警報は出ているのですが、津波につきましては1メートルから3メートル以上で警報になるのですが、この警報が発令されたときイコール特別警報に該当するというような形になっております。例えば特別警報が発令されてから避難行動を起こすとかそういう状況ではもう間に合わないのかなと。ですから、注意報、警報、その後が特別警報という形になりますけど、注意報なり警報が発令されているときに状況をいろいろな形で、テレビあるいはラジオとかで情報を確認して、特別警報が発生してからの行動ではもしかしたら遅いような状況にもなりかねませんので、町のほうでも当然そういうような状況になれば避難

指示とか、避難勧告とか、そういうような状態になるようなものが特別警報になるのかなというふうに理解しておりますので、なるべくその前段で避難を完了させるとかそういうことも考えて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。この質問で1問目の最後にしたいと思います。防災マスターの育成について伺います。道が予防のリーダーをつくるということで研修会を開いて認定して、防災マスターというふうに任命します。2007年度から研修会を実施していました。震災前までは道内で142人いたそうです。2011年の災害があつてから175人になり、2012年には238人になりました。そして、この間、函館の森町のほうでやったときがことし最後の研修会で、424人が参加したというふうに言われています。この自主防災組織、または、あらゆる場面でいろいろな対応をするということを今白老町は取り組んでおりますけれども、その核となる人材の育成、これが私は大事ではないかというふうに思っています。それで、白老町は1人だということでした。1人というのは役場の職員なのだろうかと先ほど氏家委員と話していたのですけれども、私はやっぱりいろいろな立場の人たちがこの防災マスター資格を取っていただきたいというふうに思っています。町の職員から保健師さん、それから看護師さん、町内会の役員、自衛官とか、郵便局の局員とか、介護者とか企業人も含めて参加しているということで、これはあくまでもボランティアなのです。研修を受けてやってもボランティアなのです。ですけれども、私はやっぱり白老町も1名というのは大変、防災に対して取り組んでいるまちとしては少ないと思います。最後になりますので、町長、防災マスター、私は職員の中からもぜひ出していくべきだと、職員が本当にそういうことが必要だと、自分の体験を通して1人でも多くの人を啓発して、仲間に入れていくようなそういった仕組みづくりをしていかないとこれは進まないのではないかなというふうに思いますが、その点を伺ってこの質問は終わります。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） この質問が最後ということなので、今まで出た質問も含めてお答えいたします。担当課長の答弁と若干重複するところがございますけれども、1点目に防災マップの話があります。言われたとおり自分たちのほうもこれをつくって周知してそれで終わりましたということではなくて、ここからが本当のスタートだと思っていますし、それを生かすにはどうしたらいいかというようなことで、先ほど出前講座等々含めてあらゆる場面を捉えて周知していくと。その周知もこういう書類、冊子で周知する、あるいは広報で周知する、これは、読む人と読まない人当然いますし、広くそれを解説するというような意味で言えば、直接お話しする場面の出前講座みたいなそういうものが有効なのかなというふうに思っております。そういうことでいえば、これからもそういう機会を捉えて周知していきたいというふうに思います。

それから女性の参画。これは前にもご質問を受けて私のほうも答えています。今言われるように条例の改正等々の整備は済みましたので、今後速やかにこちらのほうの選任の手続きをして、先ほど防災会議の開催前というようなお話で、そういう中でのアドバイスとしてはそういう知識を得る機会も必要だというようなことでは、私どものほうも速やかにこの対応をしていきたいというふうに思います。

それから諸計画のことを言いました。業務継続計画、あるいは要支援者支援計画、避難所の運営計画、備蓄云々言いました。いずれのことにつきましても業務継続というのは、役所の業務のマニュアルというのは、今までも特に先ほどの答弁のようになかったのです。というのは、長い防災経験といいますかそういう中でマニュアル、冊子がなくてもある程度の業務の運営マニュアルといいますかそういうような手順がほぼでき上がっていて、ある程度、指示、伝達命令ができるというようなことを聞きました。ただ、そういうものが引き継がれるかという、段々と、自分が若いころは毎度、毎度災害があった時期だったのですけれども、最近そんなに防災に出るという機会もなくなりました。避難所の運営もそうですけれども、そういうことでいえばやっぱりマニュアル化して伝達していくということが必要なのかなと思っています。それと合わせて先ほどの防災マップもそうですけれども、つくってもそれを運用できなかつたら何にもなりません。前も言いましたけど、やはりつくったそういうマニュアルを日頃から内部でも訓練するというようなことをしなければ、先ほど苫小牧市の事例がありましたけれども、特別警報の話がありましたけれども、きっと苫小牧市も基本的には情報収集だとか、それから伝達だとかそういう計画はあると思います。ただ、そのときに1時間での短時間での対応がなかなかスムーズに運用がいかなかったというようなことでいえば、日頃のそういうことを想定した内部訓練、あるいは外部訓練、日頃からのそういう訓練が必要になるかなというふうに思います。

それから、在宅被災者の話がありました。昨年でしたか、虎杖浜の停電がありました。あの時に虎杖浜公民館に臨海地区の方に避難していただいたのですが、やはり現実には在宅の方がおりました。それで、その後に情報が入ってくるのは、やはり食事が届かない、あるいは灯油が届かない。こちらのほうとしては虎杖浜公民館に避難していただいているということで避難所の対応はできたのですけれども、現実には在宅の方については個別の対応となるとやっぱり手が回らないというような現実の問題もありますので、何回かのこういう経験の中で、やはり問題点、マニュアルにして避難所はここだといって全員が来ていただけるとそれは計画どおりいくのですけれども、やはり計画に見えない部分、これはやっぱり経験から出てくるのかなと思いますので、そういうことも現実問題としてありましたので、いわゆる目に見えない部分というのですか、そういうことも話し合いの中で計画の中に入れるだとか、そういうような対応をしていきたいというふうに思っております。

備蓄の話です。このことも前々からずっとご質問されておりましたし、私たちの答弁も先ほどの程度のことでふえておりません。この程度の数量でどうするのというようなご指摘も今までも受けています。それで、自分たちのほうは、先ほど言いました協定を結んだ中で赤十

字も含めて支援をしていただくということで、2万人とか1万8,000人の全ての備蓄だとか、それから水だとかそういうものを全部備蓄できるかということ、なかなか予算上のことも含めて取れないということで違う方策を掲げました。先ほども商工会なり、それから近隣の自治体ということでやりましたけれども、これも白老の一部の地域だけであればいいですけども、これが今広域的なことになると、総合協定も働かないという場面もきますので、そういうことを含めて、災害の規模に合わせたような協定の仕方も考えなければだめかなと。なかなか答弁としては、備蓄の数量については、全部の形でというのは極端にふえていかないということが現実なのですけど、これも徐々に段階的にやっていきたいというふうに思います。

最後に、防災マスターです。正直な話、余り私も今回の質問が出るまで防災マスターはわかりませんでした。改めて資料を見ますと、北海道のほうで奨励していて、言ってみれば、最近の話ではなくて、もうここ数年やっているという話でした。ただ、問題はやはり、防災マスターの知識を有する方を認定するのはいいのですけども、それをどう活用していくのか。実際としてどう活用していくのか。これをやっぱり構築していかなければ、何ぼ認定してくださいといっても、それでは、私たちはどう働けばいいのかということになりますので、そういうような構築もしながら、防災マスターの周知をしていきたいと。

それで、ちょっと蛇足になりますけど、昔ごみ博士ということがありました。そういうように、例えばその地域でその知識を有している方を育てて、有事の際にこうしようということを役所から行く前に自主防災組織の中にいるだとか、それから、自主防災組織の中で、その方を中心に防衛策を考えるだとか、そういうような形でもし活用できるのであれば、広く周知していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 次の質問に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

---

再開 午後 3時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。2項目め、食育・防災センターの役割と食物アレルギー対策について伺います。

1点目、センターは白老町における食育の拠点と考えるが、町民の健全な食生活実現のための食育の意義と課題、今後どのような事業を推進していくのか伺います。

2点目、老化を抑制するアンチエイジング、抗老化に関心が寄せられている。その3つの柱が、栄養、体力、社会参加である。高齢者への食育、配食サービス、情報提供の場にすべきと思うが、お考えを伺います。

3点目、安心と安全な給食提供のための学校、保育園、幼稚園における食物アレルギー対

策について伺います。①、保育園、幼稚園、小中学校の食物アレルギー罹患率の実態について伺います。

②、給食センターにおける食物アレルギー対応食導入の時期はいつごろとなるか伺いたいと思います。

③、全校、全保育所に配付のアレルギー対応ガイドラインの周知と活用状況を伺います。

④、職員、教職員の情報共有、発症時対応マニュアル等の作成、訓練などの現状と今後の対応について伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 食育・防災センターの役割と食物アレルギー対策についてのご質問であります。

1 項目めの健全な食生活実現のための意義と課題、今後の事業推進についてであります。食は健康づくりの第1歩、安全・安心の食への関心が高まっている一方、栄養のアンバランスや活動量の低下などがメタボリックシンドロームや生活習慣病の増加に少なからず影響があると考えられます。ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、子供の朝食欠食、孤食、高齢者の低栄養、地域性や産業形態などによる食習慣の違いなど多くの課題があるものと捉えております。生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図られるよう、みずからの食について考える習慣や知識を身につけていただくために、健診などによる幼児から高齢者までの栄養に関する相談や支援などを行うとともに、食育・防災センターを活用し、講習会の開催や食に関する情報提供などを実施していきたいと考えております。

2 項目めの高齢者への食育、配食サービス、情報提供についてであります。現在町で実施しております高齢者向け配食サービスにつきましては、社会福祉協議会への委託により毎日の夕食を配食しており、51名の方が利用している状況となっております。食育・防災センターにおける配食サービスにつきましては、施設活用の可能性及び民間活用による費用対効果の検討を図りながら、今後の高齢者福祉施策の中で将来に向けて検討してまいります。

また、生涯食育教育の考え方から幼少期、若者世代やシニア世代など各世代に応じた取り組みが必要と考えており、ライフステージに即した講演会の実施や食を通じた健康づくりの情報発信など、積極的な活用を図っていきたいと考えております。

3 項目めの学校、保育園、幼稚園における食物アレルギー対策についてであります。1 点目の食物アレルギー罹患率の実態についてであります。食物アレルギーの申し出等があるのは、保育園においては、園児数222名のうち7名の3.2%、幼稚園においては88名のうち6名の6.8%であります。小学校においては728人のうち61名の8.3%、中学校においては428人のうち23人の5.3%となっております。

2 点目の食育・防災センターにおける食物アレルギー対応食導入の時期についてであります。食育・防災センターは、平成26年12月の完成を予定し、26年度中の供用開始を目指しております。食物アレルギー対応食の導入時期については、現給食センターに比べ機器が全て更新され



ること、炊飯・調理内容がふえることから、まずはセンターの安定稼働を優先的に進めるため、稼働後の実施状況を見ながら導入を図ります。また、児童生徒の食物アレルギー状況のさらなる精査や新たなガイドライン策定に時間を要することから、供用開始当初からは難しい状況と考えております。しかし、新しくなる施設でもあり、児童生徒への安心・安全な給食の提供のためにも、できるだけ早期に導入をと考えております。

3点目の学校、保育園でのアレルギー対応ガイドラインの周知と活用状況についてであります。保育園では、厚生労働省の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき、職員が保育園での具体的な対応方法を共通理解するとともに、毎月開催の給食会議においても栄養士から保育園長にアレルギー食品の除去や代替献立の作成等の指導を行っております。

学校については、学校における危機管理の手引き、日本学校保健会作成の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを各学校へ配布し、新学期スタート時の職員会議や校内研修会、講習会などにおいて周知しております。

また、各学校では、食物アレルギーを初めさまざまな危機を想定した危機管理マニュアルを作成しており、食物アレルギー等を有する子供に対して、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等の共通理解を図るとともに、校内研修等において消防などの関係機関の協力を得て事故防止等に関する実践的な研修を行うなど、教職員の危機管理意識を高め、危機管理体制の確立を進めております。

4点目の職員、教職員の情報共有、発症時対応マニュアル策定や今後の対応についてであります。保育園においては保護者から提出される園児の食物アレルギー個人調査票により職員の情報共有を図るとともに、給食施設栄養管理研修会に職員を出席させるなど、研修機会の充実に努めております。対応についてであります。園児の個人調査票に示された症状が出た場合は、保護者から聞き取っている対処方法やガイドラインに基づき対応することとしております。今後も一人一人の健康及び安全の確保に努めなければならないと認識しており、保護者、園長、保育所職員、医療機関とも情報共有や連携をとりながら、園児のアレルギー対応が速やかに行われるよう取り組んでまいります。

学校においては、食物アレルギーの有無、原因となる食物、給食の対応、薬の携帯、学習活動の留意点など、子供の実態について保護者から正確な情報を収集し健康カードを備えております。その上で、子供のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、校長、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が食物アレルギーの対応について協議し、個別の対応や緊急時の対応と体制整備を進めております。今後においてもアレルギー疾患を持つ子供への対応が安全、確実、迅速に実施されるよう、主治医と保護者、学校などが綿密な連絡を取り、情報共有と対応ができるネットワークづくりに努めてまいります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今給食センターの答弁書を見せていただきました。何も言うことないかなと思いついて見ているのですが、ここは一番私の訴えたいことで

すので、教育長の考えを伺いたいと思います。

現給食センターの老朽化、安心・安全のための給食の供給、防災、食育を含めたセンターとして、財政難の厳しい状況下で有効な補助制度を活用して、建設費12億9,000万円、補助額9億2,000万円、町持ち出し分、地方債を含めて3億2,000万円と特例債を入れて改築となります。また、少子化の現状から住民基本台帳に基づくと、平成25年は教師を入れて1,344人が給食の人口、食べる方です。それから人口問題研究所の推計では、平成35年には933人となるということです。それで、今後の運営に関して、私は、町民全体の食生活改善の食育の総合施設として活用していく、このお金をかけたことが常に使われていて問題が起きない。そして、食ということが見直されていく、そういう施設にさせていただきたいというふうに考えています。

2005年に食育基本法ができました。これは2000年に21世紀の健康づくり、そして、健康日本21が策定されました。また、本年第2次の食育健康日本21がスタートいたしました。9月1日には、子供の食生活改善普及運動が始まりました。食育は食習慣の形成、食文化を伝える、食品の安全について知るが基本であります。専門家の話では、食生活を見直すことで発達障がいのある子供の症状が改善した、現代食に不足するミネラルを補給することで学習能力が向上する、それから栄養療法によりうつ病などの心の病が健全になっていく、そういった情報もあります。そういったことを含めて食育の結果が出るのは20年かかるというふうに言われています。そういうことから、白老町も栄養管理士、また、いろいろな関係者を中心に食育推進計画等を策定して、これは福祉課も関係あると思うのですが、センターを中心にデータ、情報発信、そして研修の場として、これは担当が変わってきます、3年か4年すると。担当は変わっても、白老町の食育推進のまちとしての進め方をきちんと継続していくべきだと考えるのです。

もう1点。きょう、町長の行政報告がありました。菅官房長官が言っていました、2020年度にオリンピックがある、その2020年のオリンピックに間に合うようにこの国立博物館はつくるのだと。その中でアイヌの伝統、文化、それをしっかり世界の皆さんに知っていただきたいのだというようなお話を、ちょっと語句は違うかもしれませんが、そういうお話をされてきました。私は、その話を聞いて、この食育の中に白老ならではの、それは、アイヌの人たちが伝えてきた食、そして、その食に対する感謝、そういった食を大事にする心、そういったことも含めて伝達、情報発信できる場にしてほしいというふうに願うのですが、その辺の考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 食育推進計画の関係でお答えさせていただきます。食育推進計画につきましては、本年度策定予定で今作業を進めている最中でございます。その中には、家庭とか地域とかそれぞれの役割というものを位置づけていく予定でございます。その中で、やはり今回、予定の食育・防災センターの役割というのも当然大切なことと担当のほうも思っておりますので、この辺は担当と連携しながら、各課で連携しながら、横のつながりを持ってこの食育推進計画を作成していきたいと思っております。

また、その中に今お話がありましたアイヌ文化関係の部分があります。食育につきましては、

先祖代々から伝わってきているものというのも当然ございます。そういうものも盛り込めるものがあれば検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今のご質問とのかかわりで、全体的なところでの押さえを私のほうからお話ししたいと思います。今議員からご指摘ありました、食に対するという意味は非常に大事だというふうに、もちろん学校教育の中でも十分押さえながら子供たちの食育を進めております。ですから、いろいろな世代での教育の仕方というのはあるかと思うのです。ただ、もっと大事にしなければならないのは、やはり幼児期から順を追っての食に対する考え方だとか、親も含めてです。それから段々自分自身が食に対してどのような考えを持って食生活を組んでいくかというふうなことは、教育の中で進めていかなければならないことだと思っております。そういう意味で、今回の食育・防災センターの役割というのは、十分大事に、重要にしていかなければならないと思っておりますので、今議員からご指摘のあった部分については十分しっかりと押さえた中で、これから今課長のほうからありました食育推進計画を立てながら進めたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 吉田です。本当に食育計画をしっかりと立てて、それをまた実効あるものにしていただきたいというふうに考えます。ただ、食育センターができるということで町民の方々と食育の話をしたときに、この食育センターに調理室ないのだという話があったのです。というのは、消費者協会とかいろいろな方々が男の料理教室だとか、高齢になってからどう取り組むかとか、いろいろな料理教室を展開しているのです。そういった場が食育センターにもあるといいねというお話があったのです。今そういう施設はないですし、今後そういったことに取り組めるような状況にはならないでしょうか。その点を伺います。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） ただいまのご質問でございます。当初計画の中に、実は調理用台ということで8台でしたか設置を予定してございました。ただ、こういったような財政状況で、どうしてもそこまで手が回らないといったような状況の中で、今回それらを除外して建設を進めてきたといったような経過がございます。将来にわたってですけれども、ここもまたそういう財政状況の好転等を見ながら、もし設置できるものであれば設置した中で、そういう講習会のみならず、そういったような調理教室ですとか、その辺も含めてやっていくことは考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今の部分だけで答えますと、全ての状況が1つの建物の中に入るといのは一番好ましいかもしれませんが、社会教育分野で言えばコミセンがあって、調理室があってというようなことで、調理をする場所がまるっきりないというのなら話はわかりますけ

れども、白老のコミセンにもありますし、そういうところで今実際にそういう教室を開いていますので、そういうような既存の施設を十分活用していただければというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。ぜひ食育センターでも努力していただきたいと。そちらのほうはちょっと無視して申し上げておきたいと思います。済みません。

それから、白老町の高齢化率というのは25年4月で36.62%だということです。健康日本21の最終目標は、平均寿命ではなく健康寿命を延ばすことだというふうに伺っています。その中で老化を抑制するには、必要エネルギー、栄養素の不足により筋肉とか内臓、骨がもろくなって老化が加速してしまうということなのです。これは私ちょっと自信持ったのですが、医学的にも痩せている人の死亡リスクは太っている人に比べて高いことがわかったということで、太っているといいこともあるのかなと思いつつ、今回勉強させていただきました。そういったことも含めて、やっぱり高齢者になって、前にも申し上げたのですが、献立表を配付してはどうかというお話をしました。いろいろな持病を持っている方もいます。ただ、そういった栄養素を本当にバランスよく取るというのは、個人が献立表をつくったりするのは、1つの老化現象を防ぐことになるのですが、やっぱりそういった栄養学上わかっていることが少しでも情報としてあると自信を持ってやれるのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） 今のお話はライフステージに応じた食というような考え方で結びつこうかと思っております。子供とか青年、それから高齢者といったような形で分けて、食育のいろいろな文献を見ますと載っているという事態もございます。小さいうちには離乳食の講習会とか、青年・成人になりますと健康診断、検診の勧めとか栄養相談の実施、これらも含めた中で、高齢者の方に関しましては、栄養素が足りなくなったり、また、孤食、コミュニケーション不足の中1人で食事をしたり等、そのような事態も全国的に起きているようでございます。それらも含めて、この食育・防災センターを活用しまして、将来に向けてはそういう情報を発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。2点申し上げます。私は以前にも質問していますが、高齢者の配食をやるべきだという質問をしていました。これは今後費用対効果を見ながらやっていくということですので、ぜひとも、きのうも質問ありましたが、生徒がどんどん少子化で減っていく、これからいろいろな対応をして、なるべく減らないでほしいと思っておりますけど、現状では減ってきています。そういうことで、やっぱり空いた部分が無駄に使わないという、これは人数で釜の置き方がたしかあったのです。何百人で2つとか、3つとか。それが1つ外せるようになったときには、高齢者対応のものをつくることでどうなのかというこ

とを、しっかりと費用対効果を計算してやっていただきたいと思います。

もう1点は保育所です。千歳あたりも人材を派遣していただいて保育所ごとに食事をつくっています。ところがここも何回か続けて食のアレルギー問題が起きました。そういうことからいくと、今後アレルギー食を含めて配食をするということであれば、経費の節減、それからランニングコストはかかるので、教育長がおっしゃったように、そういった費用対効果の面で保育所も取り入れていくということが今後の運営にどうなのかということも検討していただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） 私のほうで高齢者の配食の部分についてお答えしたいと思います。今全国で実際にやっているのは2カ所。北海道では白糠町で実際にやっています。ただ、これにつきましては併設しまして、学校給食と高齢者用のサービスを別に立てた中のラインで調理をしているというような現実で、本州に1カ所あるところもそのような形をとってございます。今後いろいろな、今新築されているセンターの中では、そこも考慮した中で施設づくりをしていくというふうな情報も入っておりますので、そこら辺がどういう運用で今後やっていくのかも見せていただきながら、私どもも将来に向けて検討していきたいというふう思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 保育園のセンターからの配食がどうなのかということのご質問でございます。活用方法についてということでございます。保育園の関係は児童福祉施設でありまして、その最低基準というのが示されております。その中では食事は施設の中で調理するというのが原則なのですが、保育所については保育所の設備の基準の特例というのがございまして、その中で子供の発達段階、つまりこの場合ですと満3歳以上の幼児や健康状態に応じた食事の配慮、安全衛生面など施設職員による調理と同等の質が確保され、そういうようなことを考えた場合には、そういう状況であれば認めるということでございます。ですから、まず、満3歳以上の子供さんについての保育園の配食については認められると。ただ、満3歳未満については、平成22年6月に実は構造改革特別区域法という中で特区という制度がございまして、この特区の認定申請に基づいて、その認定を受けた場合に限り外部搬入を認めるというように、3歳未満についてもそういう門戸が開かれたということでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今後子供が減少したときに、そういったことを含めて一番大事な費用対効果がどうなのかということを検討し、また、子供のためにどうあることが一番いいのかということを考えて実施していただきたいと思います。

それからもう1点。これはこの間新聞報道でありました。郵便局が今後見守りサービスをし

ていくということで、私もすごくいいことだというふうに見ていました。安否確認等を含めて。その中で、そうなのだと思ったのは、基本サービスの中に健康と栄養、メンタルなどの相談にも乗るというふうに書いてありました。私は、やっぱり郵便局員ですので、そういった面の専門性はないのではないかとこのように思います。ぜひ、食育センターのほうから声をしっかりかけて、そういった研修を受けていただきたいと。そのように声をかけて、この方たちも自信を持ってできるような、そういったものにしていただきたいというふうに思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 新聞報道等で健康面の栄養の指導という形で、ただ具体的にどういう内容が示されるのかというのが、まだ具体的には出てきていない状況でございます。うちのほうで郵便局のほうといろいろ協議を進めていく中で、今議員言われたようなこともいろいろ聞いて、どういう形で該当者のほうにそういう栄養の指導等があるのかその辺も確認した上で、今後そういう形で食育・防災センターを利用できるものであれば、それを大いに利用していただくというような方向に持っていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。前回、21年の質問等でアレルギーの質問をいたしました。そのときは幸いなことに白老町はまだ1度もアレルギー事故が起きていないということでした。きょうの質問をしたときに答弁ではほとんどその対応をどうするか、起こさないようにするためにどうするか、そういう研修とかはしているということだったのですが、去年、東京で事故がありました。死亡事故です。これは検証で学校のミスということになりました。というのは、いろいろな欠落した部分が重なったのです。先生がたまたまめなものを与えてしまった、それに対応するためにどうしていいかわからないでいるうちにアナフィラキシーショック状態になって本人の意識がなくなって、亡くなってしまったということなのです。ですから、今後白老町がアレルギー対応食を配食していく、出していくということになったときに、こういったことが必要だと思うのです。起きたときの対応です。初期対応が一番大事だということが言われています。ですから、担任の先生だけではなくて、先ほど答弁でありました教頭だとか、栄養教諭だとか、それから学校の養護教諭、そういった方が全部対応するということが載っていましたがけれども、複数の人が連携してかかわることなのです。電話をする、親に連絡をする、消防を呼ぶとか。何をしなければならないかという連携をしっかりとることです。先ほどそのための個別マニュアルはつくると言っていましたので、それは大丈夫だと思います。そして、どう行動を起こすのかという研修等をやっているということなのですが、専門家の研修は受けていないと思います。やっぱり小児科等の医師によって、きちんとした研修を受けておくということが大事だということなのです。エピペンの研修、自己注射なのですが、ショックが起きるときにその自己注射をすると命は助かるのです。ですけど、今白老町には対象者はいないということなのですが、エピペンを実際に打つとなるとすごく抵抗があるの

です。今は先生方が打ってもいいように法的に許可になりました。許可となったと同時に、そのことによって事故が起きてても先生の責任は問わないということになりました。そうすると、安心だから打てるということではないのですけれども、そういった抵抗がなくなるということは、何か起きたときには対応できるということですので、そういったことを含めて、今後実施するようになったとき、事故が起きたときの対応として学校側ではどういうふうに対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 2点ご質問がありました。学校において発症した場合の対応ということと研修の話がありました。教育長の答弁の中にもマニュアル等についてはご答弁いたしましたが、発症した場合の対応といたしましては、学校保健会を出しているガイドラインの中に、食物アレルギーの緊急対応のマニュアル、対応方法があります。また、道教委を出している危機管理の手引きの中にも食物アレルギー発生時の対応方法が出ております。また、町内の各小中学校では病気やけが、災害時等のために危機管理マニュアルというのも作成しております。学校においてはこれらを活用して対応するというようにしております。

また、エピペンの研修ですが、本町の小中学生においては保持者という子供はいないのですが、各学校においては、出前講座等において消防によって応急手当等の中でエピペンの研修をやっております。また、今月、9月24日に各学校の校長、教頭、養護、それから保健主事、栄養教諭、また、保育園の園長等を集めて、消防において気道の異物除去研修と合わせてエピペンの研修も行うと考えております。その中で、消防のほうにエピペンの模擬の機械というか、ペンもあるということと、DVDもあるということで、それらの研修を含めて考えております。今のところ40名程度の参加ということで予定しております。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これで最後にしたいと思います。発症時の対応マニュアルのことで今後の対応について。最後のほうにこういったところがあります。学校において食物アレルギーの有無、原因となる食物、給食の対応、薬の形態、学校活動の留意点など子供の実態について保護者から正確な情報を収集し、健康カード備えておりますということなのですが、ある地域でこの健康カードと、それから、アレルギーを持っている子供は、親が申請書を出すのです。だけど、そういう二重手間をしないで、二重手間をすると責任の所在がはっきりしなくなるのだそうです。ですから、きちんと健康カードというのであれば、学校の責任においてその中にアレルギーのこともきちんと入れるということと、それからもう1カ所では、このカードを、高齢者安心カードありますよね、あれと同じように子供が、いろいろな病気を持っている子供がいます。アレルギーだけではなくて。倒れたときに何の薬がだめだとか、どこの病院へかかっているとか、親にすぐ連絡とれないときに、消防に頼んだとき、その子のその詳細カードがあれば消防が対応しやすいのです。こういった対応ができるかと、

しやすいのです。子供というのは体力がないですから一刻を争うことになります。そういった意味では、健康カードと安心カードを併用させる。そのかわり、安心カードにしたときに、消防に渡すときに、やっぱり部外者です。そこにそのカードを渡していいかどうかという許可をもらって、そして渡すという方法をとっているまちがあります。そういったことも含めて、今後一人の命を守る、本当にアレルギーは、特に発症の初期の対応がおくると死につながるのです。そういったことも含めて子供の健全な育成と、子供の命を守るためにそういったことも含めて今後検討される、1つのもので全部わかっていく、そして、本人が何も言えなくても消防がすぐ対応できる。そういう形を含めてそういったものにしていくことは法的に無理なのか。その辺のお考えを伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 今おっしゃられたカード的なものということで、全国を見ますと、子供安心カードといまして実際行っている自治体もあると聞いております。子供の個々の状況においては、先ほど申し上げましたように健康カードだとか、それ以外の病気等については学校で押さえてはいるのですが、緊急時には今議員がおっしゃったような方法も必要かと思えます。ただ、先ほど議員もおっしゃいましたが、子供の個人情報ということで、それを担任が消防隊に渡すということもありますので、その辺で個人情報の関係も絡みますので、学校とも相談していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 学校の危機管理マニュアル、各学校で必ずつくって、その学校なりでつくっているのです。それで、子供たちがけがだとか、それから、今、言ったような状況になったときに、病院搬送というふうなことで消防に救急車を頼みます。そのときには、親が症状を見て、連絡をして、親がついて行けるというふうなことであるならば、親のほうに対応してもらいます。しかし、ほとんどの場合は、救急車で搬送するときに必ず養護の教員か、フリーの教員だとかを必ずつけて対応しているのです。そのときに、その子が持っている健康カード、それからその健康カードの中には親からの聞き取りを含めて書き取りがありますので、そのことについては、消防の職員、それから病院の医師のほうに伝わるようなルートは、これまでも学校の中ではつくってきております。今後今言ったような対応は課長のほうから出ましたけれども、十分考えた中で進めて、また取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 学校の先生方というのは、授業も大変煩雑で本当にお忙しい中だと思うのです。ですから、いろいろな情報が、いろいろなものがあるのはいいと思うのですが、やはりそれが一本化されて、本当にそれを即見られる、そこをやれば、全てがわかるというような体制のほうが一瞬も早く対応できると思えますので、その辺を再度検討していただきたいと



思います。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。